



小型車両系建設機械の訓練 場所の提供に関する協定

令和4年9月29日



高知県警察

香美森林組合

小型車両系建設機械の訓練場所の提供に関する協定

知県警察（以下「甲」という。）と香美森林組合（以下「乙」という。）は、災害時に行方不明者の捜索活動等で使用する小型車両系建設機械の訓練場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、訓練のために必要があると認めるときは、乙に対して、訓練場所（香美市香北町五百蔵泉ノ久保 2231 番地及び香美市香北町五百蔵シゲガ谷 2226 - 3 番地）の使用に係る要請を別記様式1により行うものとする。

（提供）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、別記様式2により訓練場所の提供の可否について回答するものとする。

2 乙は、甲が訓練を行うに際し、訓練場所及び周辺に係る特異事項があるときは、別記様式2にその旨を付して甲に連絡するものとする。

（訓練場所の使用に係る留意事項）

第3条 甲は訓練により、山林の管理・運営に支障を来すことがないように、掘削場所を考慮した上で訓練を実施するとともに、訓練終了後は掘削場所を埋め戻すものとする。

2 甲は、訓練実施期間中は安全対策のため、訓練場所に標識等を仮設し、一般通行者等に周知するものとする。

（費用の負担）

第4条 本協定に基づく訓練場所の使用に係る費用は無償とする。

（損害補償）

第5条 甲が行った訓練で生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、全て甲の責任により対応するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、令和4年9月29日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月29日

甲 高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部
警備部長

乙 香美市香北町美良布1100番地
香美森林組合
代表理事組合長

別記様式 1 (第 1 条関係)

年 月 日

美森林組合

表理事組合長

様

長 印

小型車両系建設機械の訓練場所の使用に係る要請

協定第 1 条に基づき、下記のとおり要請しますので使用許可をお願いします。

記

1 使用日時

年 月 日 午前・午後 時から午前・午後 時までの間

2 使用状況等

(1) 訓練人数

人

(2) 訓練使用車両

台

(3) 訓練内容

(担当：所属 氏名 連絡先)

別記様式2（第2条関係）

年 月 日

高知県警察
（所属長名） 様

香 美 森 林 組 合
代表理事組合長

小型車両系建設機械の訓練場所の提供に係る回答
協定第1条に基づく、貴職からの要請について、下記のとおり回答します。
記

- 1 使用申請日
年 月 日
- 2 場所場所の提供の可否
可 ・ 否
- 3 否の場合、その理由
- 4 連絡事項等

（担当：係名 氏名 連絡先 ）

